

## 令和5年度 第1回 延岡市都市計画審議会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年11月14日（火） 14:00～15:00
2. 会 場 延岡市役所7階 第2委員会室
3. 議案の内容 議案第1号  
日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更  
日向市下ヶ浜地区の区域区分の変更  
  
議案第2号  
延岡市都市計画審議会運営規則について
4. 出席者 審議会委員15名中、13名出席
5. 審議の結果 議案第1号、議案第2号について「原案のとおり」とする。

## 1. 開 会

(事務局：都市計画課) それでは、ただ今から、令和5年度第1回延岡市都市計画審議会を開会いたします。本日は、2名が欠席されておりますが、審議委員15名中、13名のご出席をいただき、半数以上の出席となりますので、延岡市都市計画審議会条例の規定を満たし、本日の審議会は成り立ちますことをご報告いたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。本日の資料は、事前にお配りしております会次第、議案書、報告事項の資料、委員名簿のほか、本日お配りしております配席表でございます。全てお揃いでしょうか。不足するものがございましたらお申し出ください。

それでは、辞令交付後の第1回目の審議会でございますので、会長の選出をお願いしたいと思います。審議会条例第5条第1項で、会長は委員の互選となっておりますが、いかがお取りはからいでしょうか。

事務局に一任いただいてもよろしいでしょうか。

(委員) 事務局一任の声あり

(事務局：都市計画課) 事務局一任ということでございますので、延岡商工会議所の吉玉会頭をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員) 異議なし

(事務局：都市計画課) ありがとうございます。それでは、吉玉会長、よろしく願いいたします。会長席にお移りください。それでは審議に先立ちまして、吉玉会長にご挨拶をいただきたいと思います。吉玉会長よろしくお祈りいたします。

(吉玉会長) 皆様こんにちは。ただいま会長に選出されました吉玉でございます。本日は2件の案件がございますけれども、前回の審議に引き続きまして、皆様で活発な議論をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：都市計画課) ありがとうございます。なお、審議会条例第5条第3項で会長代理を選出することとしております。あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することになっておりますので、会長に指名をお願いいたします。

(吉玉会長) それではA委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(A委員) はい

(事務局：都市計画課) ありがとうございます。ただいま、会長から指名がございましたので、A委員に会長代理をお願いいたします。

## 2. 諮 問

(事務局：都市計画課) それでは、今回の議案の諮問を行います。中川都市建設部長より吉玉会長に諮問書をお渡しいたしますので、会長はご起立をお願いします。

### ※中川都市建設部長から吉玉会長へ諮問

ありがとうございました。ここで、誠に恐縮ではございますが、中川都市建設部長は公務のため、これをおもちまして退席させていただきます。

### 3. 議 事

#### 議案第1号 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更(宮崎県決定) 日向市下ヶ浜地区の区域区分の変更

(事務局：都市計画課) それでは、これより議事に入ります。

審議会条例第6条第2項の規定により、会長が議長となるとありますので、これからの審議の進行を吉玉会長にお願いいたします。なお、この審議会は審議会運営規則第4条の規定により、会議の議事録を作成し、延岡市のホームページ等で公開いたします。また、発言される際は、マイクのスイッチ入れてから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、吉玉会長よろしくをお願いいたします。

(吉玉会長) それではただいまより、本日の議案の審議を開始させていただきます。

本日の議事録の署名につきましては、A委員とB委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(吉玉会長) よろしくをお願いいたします。それでは、議案集の1ページをお開きください。今回、市長より諮問を受けました審議案件は、一般案件としましての議案第1号『日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更』日向市下ヶ浜地区の区域区分の変更、それからその他の案件といたしまして、議案第2号『延岡市都市計画審議会運営規則について』以上の2件でございます。活発なご審議のほど、よろしくお祈りいたします。

それでは、事務局より、議案第1号の説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課) それでは、議案第1号の説明に入ります。お手元の議案書の2ページから6ページになります。議案書の2ページをお開きください。

こちらは、宮崎県決定の案件であります。日向延岡新産業都市計画区域区分の変更でございます。都市計画法の規定に基づき、令和5年9月13日に、宮崎県より延岡市長に意見照会がありましたので、本審議会にて審議をお願いいたします。それでは3ページの変更理由を読み上げ提案にかえさせていただきます。

日向延岡新産業都市計画区域については、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)の決定を行って以来、過去7回の全体見直しの他、随時の見直しを行いつつ、今日まで無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図ってきたところである。令和元年に前回の全体見直しを行っているが、平成27年国勢調査及び平成29年度から令和元年度に実施した「都市計画に関する基礎調査」の結果を踏まえ、第8回の全体見直しを行うこととした。変更理由、日向市下ヶ浜地区、この区域は、昭和45年から河川境界を区域区分線としているが、53年が経過する中で、現在の河川境界と乖離していることから、現在の河川境界を区域区分線とし、区域を明確にするために、市街化区域に編入するものである。

議案の詳細につきましては、スクリーンにて説明いたします。室内の照明を落としますののでよろしくをお願いいたします。

#### ※パワーポイント、議案書で説明

この後の審議にて頂いたご意見は市長へ答申が行われます。その後、延岡市長から県知事宛に答申書を添えて意見の回答を行います。回答提出後、県により宮崎県都市計画審議会が開催され、法手続きが行われていく予定となっております。議案第1号の説明は以上でございます。

## 令和5年度第1回延岡市都市計画審議会議事録

- (吉玉会長)：ありがとうございました。説明はただいまお聞きのとおりでございます。  
それでは、議案第1号につきまして、ご質問あるいはご意見のある方は、どうぞお願いいたします。
- (C委員)：はい。
- (吉玉会長)：はい。どうぞお願いします。
- (C委員)：塩見川が改修済みだと思いますが、この管理用道路の位置づけが今回の市街化区域編入箇所に入っているのでしょうか。
- (吉玉会長)：はい。では事務局からお願いします。
- (事務局：都市計画課) はい。お答えいたします。河川区域が境界となっておりまして、管理用道路が市街化区域編入箇所に入っているかどうかは、こちらでは把握できておりませんが、管理用道路が河川区域内に入っているのであれば、市街化区域外にあるということになります。実際現地は、延岡市のような立派な堤防があるというわけではなく、平坦がずっと続いており、少し土手のようなものがある程度の区域になっていると伺っております。また、河川は県管理となっております。日向土木事務所の所管となっております。
- (吉玉会長)：よろしいでしょうか。
- (C委員)：はい。
- (吉玉会長)：他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。
- (D委員)：はい。
- (吉玉会長)：はいどうぞ。
- (D委員)：素朴な質問なんですけど、54年前は今回編入する地域はどういう状態だったのですか。
- (吉玉会長)：はい。事務局からお願いします。
- (事務局：都市計画課) はい。お答えします。河川区域と民地が入り組んだ形にはなっていたと伺っております。
- (D委員)：川幅を狭めたとか、一体を埋め立てたとかではなくて、自然と現在の形状になったということでしょうか。
- (事務局：都市計画課) はい。河川区域と民地が入り組んだ形になっていて、自然に現在の状態になったという風に認識しております。
- (吉玉会長)：今の説明でよろしいでしょうか。
- (D委員)：はい。ありがとうございます。
- (吉玉会長)：他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(E委員)：はい。

(吉玉会長)：はいどうぞ。

(E委員)：下ヶ浜地区の図面を見ますと、もう既に今回編入する区域には建物や道路などもありますが、既に建っている建物については市街化区域に編入しても何の支障もないのですか。

(吉玉会長)：はい。事務局からお願いします。

(事務局：都市計画課) はい。既存の建物については何も支障はないと伺っております。

(吉玉会長)：よろしいでしょうか。

(E委員)：はい。

(吉玉会長)：他に何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

要するに時とともに土地が広がってきて、そこに家が建ったり道路ができたりしてきて、それを改めてみると、区域として指定するということですかね。

(事務局：都市計画課)：時とともに広がってきたというよりは、地形地物が変わってきたということです。都市計画の区域区分線は地形地物で決定することになっておりまして、現在の地形地物の位置が変わってきておりますし、今回、河川区域境が明確にもなったので、それに合わせて変更をするというものです。

(吉玉会長)：はい。ありがとうございます。他にございませんか。

(委員)：ありません。

(吉玉会長)：はい。ありがとうございます。

他に無いようでございますので、まずは、議案第1号につきまして、原案通りといたしますが、いかがでしょうか。

(委員)：異議なし。

(吉玉会長)：ありがとうございます。それでは、議案第1号に関しましては、原案どおりということにいたしたいと思います。

## 議案第2号 延岡市都市計画審議会運営規則について

(吉玉会長)：続きまして、議案第2号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課) それでは、議案第2号『延岡市都市計画審議会運営規則について』の説明に入りたいと思います。お手元の議案の7ページをお開きください。

令和3年7月に延岡市都市計画審議会の運営に関し必要な事項を運営規則にて定めるところでございますが、審議会を運営する事務局の所在を明確にするために、運営規則第5条に事務局を追記し、改定を行うことをご提案いたします。審議会条例第9条により「条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める」となっておりますが、今回の運営規則改定につきまして、審議会の皆さまにご意見を伺うものでございます。議案第2号の説明は以上でございます。

## 令和5年度第1回延岡市都市計画審議会議事録

(吉玉会長)：ありがとうございました。それでは、議案第2号につきまして、ただいま説明がございましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

(E委員)：はい

(吉玉会長)：はいどうぞ。

(E委員)：人数的なものは、若干名とか検討しなくてもよろしいですか。

(吉玉会長)：はい。では事務局からお願いします。

(事務局：都市計画課) はい。都市計画課に置くと明確にしておりますので、人数の規定はいらわないのではと考えております。

(吉玉会長)：よろしいでしょうか。

(E委員)：はい。

(吉玉会長)：他にご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員)：はい。

(吉玉会長)：ご質問・ご意見無いようでございますので、議案第2号につきまして、原案通りといたしますが、よろしいでしょうか。

(委員)：異議なし。

(吉玉会長)：はい。ありがとうございました。それでは、議案第2号は原案通りといたします。

以上で、本日の諮問議案がすべて終了いたしました。本日ご審議いただきました議案につきましては、原案のとおり2件とも承認されましたので、後日市長にその旨の答申書を提出いたします。スムーズな議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

## 4. 閉 会

(事務局：都市計画課) 吉玉会長ありがとうございました。以上で、本日の審議は終了となります。